

石川県公報

平成 28 年 5 月 27 日 (金曜日)

号 外

(第 50 号)

目 次

規 則

- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則
(建築住宅課) 1

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十八年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「(定期報告を要する特定建築物の指定等)」に改め、同条第二項中「よる報告をしなければならない建築物」を「より知事が指定する特定建築物」に、「建築物とする」を「建築物(第一号から第七号までに掲げる建築物にあつては、政令第十六条第一項に規定するものを除く。)とする」に改め、同項第五号中「公衆浴場」を「キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場」に改め、「キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第二項中「毎年(第五号及び第六号に掲げる建築物については、三年目ごとに)」を「三年ごとに」に、「掲げる時期」を「定める時期」に改め、ただし書を削り、同項第一号中「前項第一号に掲げる」を「ホテル又は旅館の用途に供する」に改め、同項第二号中「前項第二号に掲げる」を「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する」に改め、同項第三号中「前項第三号に掲げる」を「病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する」に改め、同項第四号中「前項第四号から第六号までに掲げる」を「劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する」に改め、同項第五号中「前項第七号及び第八号に掲げる」を「体育館、博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場(いずれも学校に附属するものを除く。)、下宿、共同住宅、寄宿舎又は政令第十九条第一項の児童福祉施設等の用途に供する」に改め、同項第六号中「前項第九号に掲げる」を「事務所その他これに類する用途に供する」に改める。

第十条の見出しを「(定期報告を要する特定建築設備等の指定等)」に改め、同条第二項中「よる報告をしなければならない建築設備」を「より知事が指定する特定建築設備等」に改め、「掲げる建築設備」の下に「又は防火設備」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「前条第一項各号」を「政令第十六条第一項各号又は前条第一項各号」に、「換気設備」を「換気設備」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次のように加える。

一 前条第一項各号に掲げる建築物に設ける防火設備で随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)

第十条第二項を削り、同条第三項中「(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「掲げる時期」を「定める時期」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第二項とする。

一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 当該昇降機について、設置者が法第七条第五項又は第七条の二第五項(これらの規定を法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の一日から末日まで

一 政令第十六条第三項第二号に掲げる防火設備又は前項各号に掲げる換気設備、排煙設備、非常用の照明装置若しくは防火設備（以下この号において「防火設備等」という。） 次のイ又はロに掲げる防火設備等の区分に応じ、当該イ又はロに定める時期

イ 前条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる建築物に設ける防火設備等 四月一日から七月三十一日まで

ロ 前条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる建築物に設ける防火設備等 九月一日から十二月三十一日まで

第十条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（定期報告を要する工作物の指定等）

第十條の二 法第八十八條第一項において準用する法第十二條第一項及び第三項の規定による報告の時期として省令第六條の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、毎年（国土交通大臣が定める検査の項目については、三年以内ごとに当該項目の検査を終了させるものとし、その検査を実施した年ごとに）、当該工作物について、築造主が法第七條第五項又は第七條の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の一日から末日までとする。

2 法第八十八條第一項において準用する法第十二條第一項及び第三項の規定による報告は、省令第六條の二の二第三項に規定する様式による書面及び知事が必要と認める図書を提出して行わなければならない。

3 前項に規定する書類は、報告の日前三月以内に検査を受け、作成したものでなければならない。

第十八條第一項中「第百十五條の二第一項第四号」を「第百十五條の二第一項第四号ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後初めて行う建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第十六条第一項各号又はこの規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第九条第一項各号に掲げる建築物（この規則の施行の際現に存するものに限る。）についての建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 平成二十八年五月三十一日において建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正前の法第十二条第一項に規定する報告（以下この項において「旧法による定期報告」という。）を要する建築物として指定されているもの 次のイからトまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからトまでに定める時期

イ ホテル又は旅館の用途に供する建築物

(1) 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に法第七條第五項若しくは第七條の二第五項の規定による検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の交付を受けたもの及び平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行い、政令第四章から第五章の三までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると知事が認めたもの 平成二十九年四月一日から同年六月三十日まで

(2) 平成二十八年四月一日から同年五月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの 平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

(3) 平成二十八年四月一日から同年五月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行つているもの 平成三十一年四月一日から同年六月三十日まで

(4) (1)から(3)までに該当しないもの 平成二十八年六月一日から同月三十日まで

ロ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物

(1) 平成二十七年四月一日から平成二十八年五月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行い、政令第四章から第五章の三までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると知事が認めたもの 平成二十九年七月一日から同年九月三十日まで

(2) (1)に該当しないもの 平成二十八年七月一日から同年九月三十日まで

ハ 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物

(1) 平成二十七年四月一日から平成二十八年五月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行い、政令第四章から第五章の三までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると知事が認めたもの 平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで

(2) (1)に該当しないもの 平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで

ニ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業に係るものに限る。）、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物

(1) 平成二十七年四月一日から平成二十八年五月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行い、政令第四章から第五章の三までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると知事が認めたもの 平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日まで

(2) (1)に該当しないもの 平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日まで

ホ イからニまでに掲げる用途に供する部分を二以上有する建築物

(1) 平成二十七年四月一日から平成二十八年五月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行い、政令第四章から第五章の三までに規定する建築物の構造及び防火避難施設等の維持保全の状況が良好であると知事が認めたもの 平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日まで

(2) (1)に該当しないもの 平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日まで

く 博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、下宿、共同住宅、寄宿舎又は政令第十九条第一項の児童福祉施設等の用途に供する建築物

(1) 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成二十九年六月一日から同年八月三十一日まで

(2) 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成三十年六月一日から同年八月三十一日まで

(3) 平成二十七年四月一日から平成二十八年五月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの 平成三十一年六月一日から同年八月三十一日まで

(4) (1)から(3)までに該当しないもの 平成二十八年六月一日から同年八月三十一日まで

ト 事務所その他これに類する用途に供する建築物

(1) 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで

(2) 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの及び平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に旧法による定期報告を行っているもの 平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで

(3) 平成二十七年四月一日から平成二十八年五月三十一日までの期間に検査済証の交付を受けたもの 平成三十一年九月一日から同年十一月三十日まで

(4) (1)から(3)までに該当しないもの 平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで

二 平成二十八年五月三十一日において旧法による定期報告を要する建築物として指定されていないもの 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからへまでに定める時期

イ ホテル又は旅館の用途に供する建築物 平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

ロ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物 平成三十年七月一日から同年九月三十日まで

ハ 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物 平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで

ニ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、

ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物 平成三十年十月一日から同年十二月三十一日まで

ホ 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(いずれも学校に附属するものを除く。)の用途に供する建築物 平成三十年六月一日から同年八月三十一日まで

ヘ 共同住宅、寄宿舎又は政令第十九条第一項の児童福祉施設等の用途に供する建築物(政令第十六条第一項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。) 平成二十九年六月一日から同年八月三十一日まで

3 小荷物専用昇降機(この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項若しくは第七条の二第五項(これらの規定を法第八十七条の二において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る法第十二条第三項の規定による報告について建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号。以下「改正省令」という。)附則第二条第四項において読み替えて適用する建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。)第六条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる小荷物専用昇降機の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 この規則の施行の際現に存する小荷物専用昇降機 平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日まで

二 前号に掲げる小荷物専用昇降機以外の小荷物専用昇降機 平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間で、当該小荷物専用昇降機について、設置者が法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の一日から末日まで

4 前項第一号に掲げる小荷物専用昇降機について、平成三十一年六月一日以後に行う法第十二条第三項の規定による報告に対する新規則第十条第二項第一号の規定の適用については、「法第七条第五項又は第七条の二第五項(これらの規定を法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは、「建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十八年石川県規則第三十二号)附則第三項の規定により同項第一号に規定する時期において報告を行った日」とする。

5 防火設備(この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る法第十二条第三項の規定による報告について改正省令附則第二条第四項において読み替えて適用する省令第六条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる防火設備の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 新規則第九条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる建築物に設ける防火設備 平成三十年四月一日から同年七月三十一日まで

二 新規則第九条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる建築物に設ける防火設備 平成三十年九月一日から同年十二月三十一日まで

6 この規則の施行後初めて行う新規則第十条第一項第一号に掲げる換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置(この規則の施行の際現に存するもので平成二十八年五月三十一日において建築基準法の一部を改正する法律による改正前の法第十二条第三項の規定による報告を要する建築設備として指定されていないもの又は施行日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。以下この項において「換気設備等」という。)に係る法第十二条第三項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる換気設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 新規則第九条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる建築物に設ける換気設備等 平成三十年四月一日から同年七月三十一日まで

二 新規則第九条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる建築物に設ける換気設備等 平成三十年九月一日から同年十二月三十一日まで